

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成29年5月11日提出

高山市長 國島 芳明

記

No.	項目	内 容		
1	発生時期・場所	平成29年1月24日 午後1時15分頃 高山市松之木町3173番地1先（市道三福寺松之木1号線）		
	事故の概要	すれ違いのため停止していた対向車と公用車との接触事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人 身	物 損（右リアバンパーの破損）	
	被害総額・市の過失割合	—	71,172円・100分の100	
	賠償金	—	71,172円	
	内 訳	保険金	—	71,172円
		一般財源	—	0円
専決年月日	平成29年3月31日 地方自治法第180条第1項			
2	発生時期・場所	平成29年2月23日 午後2時頃 高山市朝日町上ケ見98番地1（[REDACTED]所有車庫）		
	事故の概要	消防団車庫屋根からの落雪による車庫の破損事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人 身	物 損（窓ガラスの破損）	
	被害総額・市の過失割合	—	17,280円・100分の100	
	賠償金	—	17,280円	
	内 訳	保険金	—	17,280円
		一般財源	—	0円
専決年月日	平成29年4月15日 地方自治法第180条第1項			